

生駒市新たな地域クラブ活動推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校部活動の地域移行を見据え、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、心身の健全育成等を図るため、生駒市新たな地域クラブ活動を行う低所得世帯等の生徒の保護者に対して予算の範囲内で助成金を交付することに関し、生駒市補助金等交付要綱(平成20年10月生駒市規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たな地域クラブ 生駒市教育委員会が認定する実施団体に所属しているクラブ
- (2) 生徒 次のア及びイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 生駒市内に住所を有していること
 - イ 生駒市立中学校に在籍していること

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、新たな地域クラブ活動に参加する生徒で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助（以下「教育扶助」という。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助（以下「就学援助」という。）を受けている者とする。

(助成事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新たな地域クラブ活動事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のとおりとする。

経費の種類	内容
参加費	生徒が新たな地域クラブに参加する際に必要となる年会費、月会費及び都度参加費
保険料	生徒が新たな地域クラブに参加する際に加入する保険の保険料
その他必要と認められる経費	その他新たな地域クラブ活動において必要な経費で市長が必要と認めるもの

(助成の額)

第6条 助成金の額は、助成対象経費の全額とし、1会計年度につき25,500円を上限とする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の2月末日までに、新たな地域クラブ活動推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請書に添えて提出する書類等により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類等を省略させることができる。

(1) 教育扶助を受けている者にあっては生活保護受給証明書、就学援助を受けている者にあっては当該年度分の就学援助費受給者認定通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、当該申請者に生駒市新たな地域クラブ活動推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「被決定者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(支給期間)

第10条 被決定者に対して助成金の支給を開始する日は、教育扶助を受けている者にあっては生活保護受給期間の開始日又は当該年度の4月1日のいずれか遅い日、就学援助を受けている者にあっては就学援助費の認定年月日とし、当該年度の末日をもって支給を終了するものとする。ただし、第12条の規定による支給の停止決定を受けた者は、当該停止決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当るときは、その月）から給付を行わないものとする。

(実績報告等)

第11条 被決定者は、各学期終了時に、生駒市新たな地域クラブ活動推進事業実績報告書兼請求書（様式第3号）に、当該請求に係る生駒市新たな地域クラブに支払った領収書等の参加費等を納入したことが証明できるものの写しを添えて市長に提出しなければならない。

(額の決定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、必要な審査等により、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、生駒市新たな地域クラブ活動推進事業助成金額確定通知書（様式第4号）により被決定者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の規定により助成金の額を決定された被決定者に対し、遅滞なく、新たな地域クラブ活動推進事業助成金交付申請書（様式第1号）に記載された口座に生駒市新たな地域クラブ活動推進事業助成金額確定通知書（様式第4号）記載の交付額を振り込み、交付するものとする。

(支給の停止)

第14条 市長は、支給期間の途中において、助成金を受給している生徒又はその保護者が次

の各号のいずれかに該当したときは、助成金の支給を停止するものとする。

- (1) 生徒が支給対象者でなくなったとき。
- (2) 生徒の保護者が助成金の受給を辞退したとき。
- (3) 生徒が死亡したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の給付を受けていることが判明したとき。
- (5) その他市長が支給の停止を必要と認めるとき。

2 市長は、前項第4号に規定するときには、既に給付を受けた助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 助成金の支給を停止したときは、関係者に通知するものとする。

(施行の細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第16条 この要綱において市長が行うこととなる事務は、教育委員会に委任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月13日から施行する。